平成２６年（フ）第２７４号
横浜市瀬谷区三ツ境109番地11　アップルハウス104号
債務者　渡邊　光宏
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９号
岡山市中区倉田472―１ソレアードＢ103、住民票上の住所岡山県玉野市胸上1633番地３
債務者　山本　恵美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１８６号
札幌市中央区北12条西20丁目２番１号
破産者　株式会社入福食品
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１１号
愛知県稲沢市増田南町131番地
破産者　株式会社東海カネヨシ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４３７号
名古屋市瑞穂区高田町２丁目10番地の２
破産者　三浦硝子株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４０号
大阪市西区北堀江１丁目22番25号
破産者　株式会社エンジェルダスト
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９２号
大阪府吹田市垂水町３丁目９番10号104
破産者　株式会社タイセイパンテック
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６号
岡山市北区本町４番18号　705
破産者　木曽田広美
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５号
北九州市小倉北区青葉２丁目５番31号
破産者　有限会社ライフアオバ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８２２号
大分市大字畑中303、開始決定時の住所北九州市小倉北区大手町16番１―501号
破産者　島内　正人
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６７号
鹿児島県肝属郡肝付町南方84番地
破産者　南九建設株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８８７号
東京都三鷹市新川６丁目38番２―113号
破産者　浅川　　久
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２２号
愛知県刈谷市野田町筒林32―16　コスモハイツ102号、開始決定時の住所愛知県豊田市美里２丁目22番地11
破産者　亡佐々木芳郎相続財産
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
愛知県岡崎市上六名２丁目10番地１
破産者　ヤト一産業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
三重県多気郡大台町新田74番地の４
破産者　飯多ナマコン有限会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４号
三重県松阪市大黒田町541番地
破産者　被相続人西川政雄相続財産
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５４号
三重県四日市市下さざらい町10番４号　サリアージュ302、破産手続開始決定時の住所三重県亀山市天神３丁目10番47号203　レコルト天神Ｂ棟
破産者　平山　雄太
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４５号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目12番26号
破産者　日和フーズ株式会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６２号
和歌山市和歌浦東２丁目８番10号
破産者　株式会社東工務店
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係